栃木県入札適正化委員会(第1回)の概要について

1 開催日 平成25年6月18日(火) 午後2時から

2 開催場所 東館3階 入札室2

3 出席委員 委員長 森本 章倫 宇都宮大学大学院教授

委員大川容子弁護士委員阪口勉弁護士

委員 宮澤 伸吾 足利工業大学工学部教授

(委員会 5名·出席委員数 5名)

4 審議対象期間 平成24年10月1日から平成25年3月31日まで

5 対象案件 総数 1,337件

抽出案件 5件 (内訳) 一般競争入札 2件

指名競争入札 2件 随意契約 1件

- 6 議事等の概要
- (1)報告事項
 - ア. 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。また、再苦情処理については、今回は該当しない旨報告しました。

イ. 抽出事案の選定理由について

大川委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

- (2) 審議事項
 - ア. 「県営大和住宅2号棟新築工事」について
 - ・工事箇所 宇都宮市大和2丁目
 - ·県土整備部建築課発注
 - イ. 「本部中央装置改修工事」について
 - ・工事箇所 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県警察本部交通管制センター
 - ·警察本部会計課発注
 - ウ. 「平成23年度復旧治山事業 谷止工外工事」について
 - ·工事箇所 那須烏山市三箇字守山 三箇
 - ·環境森林部県北環境森林事務所発注
 - エ.「平24県営ふるさと農道大輪第1工区舗装工事」について
 - ·工事簡所 大田原市大輪地内
 - ·農政部那須農業振興事務所発注
 - オ. 「とちぎリハビリテーションセンター強化ガラス飛散防止フィルム設置工事」について
 - ・工事箇所 とちぎリハビリテーションセンター
 - ·保健福祉部とちぎリハビリテーションセンター発注
- (3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議案件1について】

- Q 総合評価落札方式の施工計画とは具体的にはどのような内容を評価しているのですか。
- A 今回は簡易型を設定しており、規定の3項目について評価しています。具体的には、現場における環境条件、施工上特に留意する事項、創意工夫に関する提案について評価しています。
- Q 予定価格は公表していますか。
- A 今回は予定価格は事後に公表しています。
- Q 業者が入札前に予定価格を算出することは可能ですか。
- A 設計書を閲覧していますので、業者が予定価格に近い金額を積算することは可能です。

- Q 今回、予定価格を超過している業者がありますが、積算が間違っていたということですか。
- A 一概に間違っていたとは言えないと考えます。今回は3者により共同企業体を構成しています ので、経営状態や積算の仕方、会社の戦略等が各業者によって様々であり、そのようなことが背 景にあった結果が今回の予定価格超過になったと考えられます。
- Q 地域内拠点でO点の評価を受けている業者がいますが、拠点の場所で自動的に評価が決まってしまうことを評価項目にいれることは競争性に欠けることにはなりませんか。
- A 地域内拠点の有無という評価項目は、工事現場に近い場所に拠点を有している業者は現場に問題が発生した際にすぐに駆けつけることが出来るなど、施工の上で優位性があるという観点から評価しているものです。

【審議案件2について】

- Q 今回は改修工事ということですが、元々の装置を設置した業者がいたということですか。
- A 既存の装置については複数の業者が関わっています。
 中央装置は単体のシステムではなく様々なシステムが入った装置なので、複数のメーカーが混在しています。
- Q 従前の装置を設置した業者と今回の改修工事を落札した業者は関係のある業者ですか。
- A 落札業者は従前のシステム設置に関わった業者です。入札に参加した業者はどちらも従前の システムに関わった業者です。
- Q 予定価格と同一の金額を入札してきた業者がいますが、どうしてですか。
- A 業者が積算した結果、同価格になったものだと考えております。
- Q 参加資格について、技術者の国家資格の有無を条件にしていないのはなぜですか。
- A 電気通信工事に関して、国家資格に当たるものはないため条件を設けませんでした。企業の実績で判断しています。
- Q条件付き一般競争入札参加資格申請者一覧の総合点数とは何ですか。
- A 入札参加資格の認定及び格付け決定時に算定された点数です。

【審議案件3について】

- Q 東日本大震災の被災箇所の工事ということですが、発注が遅くはありませんか。
- A 旧南那須町の荒川の右岸の山腹が崩れ、土砂が荒川をせき止めたため、土砂については県土整備部で緊急に対応しました。今後、余震等で拡大崩壊すると再度災害が起こる可能性があることから本工事を行うこととしましたが、全体の調査、地質調査、測量、設計に時間を要したため、発注が24年度になりました。
- Q 指名選定の際、地理的条件という項目がありますが、どのように順位付けされていますか。
- A 指名選考委員会の内規において、施工地域によって順位が決まっています。
- Q 一次選定により11者選定した後に、二次選定で3者加えたということでよろしいですか。
- A 標準指名業者数は12者ですが、施工内容、予定価格等を考慮して、指名業者を基準の範囲内 で2者増やしました。そのため二次選定で格付基準点数順位の高いものから3者加えました。

【審議案件4について】

- Q 指名選定の際に名簿に記載されている13者のうち10者を選定していますが、具体的な選定方法を教えてください。
- A まず、手持ち工事の状況により工事を請け負っている1者を除外しました。次に、地理的条件により施工現場から距離が遠い2者を除外しました。以上により標準指名業者数の10者を指名しました。
- Q 落札者は最低価格で入札していることから、利幅が少ないと思いますが、手抜き工事等のおそれはありませんか。

- A 監督員、主任監督員、総括監督員を配置し、手抜き工事がないように逐次現場の確認をしています。
- Q ほ装工事を発注するにあたって技術者に資格を求めていますか。
- A 指名選定は、栃木県入札参加資格者名簿を元にしています。名簿の中に技術者数等の情報 が入っていますので、資格をもった技術者がいることが前提で選定しています。
- Q 有資格者が当該現場を担当するかどうか確認していますか。
- A 施工業者は施工するために必要な資格を持っている主任技術者等を設置する義務があります。また、選任した主任技術者等について県に通知をする必要があります。

【審議案件5について】

- Q 随意契約の理由に、リハビリテーションセンターの構造を熟知し、更に事情・状況に精通している業者が望ましいとありますが、当該業者が構造等に精通していると考えた理由は何ですか。
- A 当該業者には同センターの管理運営を委託しているため、構造等を熟知していると考えました

当該業者は日常的に同センターに出入りしていることから、構造に精通しているのみならず、施設の利用者の特性や対応の仕方も熟知しています。特に高次脳機能障害を持つ方は外見からは分かりにくく、対応の仕方を工夫するなどの適切な対応が必要となります。その点をよく理解しているということも含めて判断しました。

- Q 当該業者は過去にも同センターで飛散防止フィルム設置工事を行っていますか。
- A 過去にも行っています。
- Q 当該業者が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する理由は何ですか。
- A 施設利用者の特性上、安全確保のためには、作業を効率よく短期間で終わらせる必要があります。そのため、現場の状況等に精通した者に施工させる必要があることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると考えました。
- Q 今回は随意契約ということでしたが、一方で、競争入札の要請はありませんか。
- A 今回は同センターの構造の複雑性や利用者の特性上、随意契約を行いましたが、案件に応じて競争性にも配慮して判断したいと思います。